播磨わくわく出

「安心してくらせる町にしたいなぁ」「もっと播磨町のことを知りたいなぁ」

問合せ・申込み

企画グループ

申し込み前に電話などでご相談いただければ、日程調整がスムーズに進みます。

2079 (435) 0356 M079(435)0609

播磨わくわく講座は、住民の皆さんが主催する会合や催しに町職員や専門家が出向き、町政の現状やくら しの中で知っていると役立つ内容の講座を行います。講座を受講することにより、まちづくりについて理解 を深めていただき、住民と行政が協働して、住みよいまちをつくることを目的としてつくられた講座です。

<申し込みできる方は>

原則として、町内に在住、通学、通勤している 5人以上の団体・グループなら誰でも申し込みで きます。(外部講師講座1-8、1-9を除く)

<申し込み方法は>

実施日の1ヵ月前までに、播磨わくわく講座申 込書を企画グループへ提出してください。 詳しくは下記をご覧ください。

<開催時間と場所は>

平日・休日を問わず、午前9時から午後9時ま での間で2時間以内(外部講師講座1-8、1-9) を除く)とし、開催場所は、公共施設・集会施設 などで、町内に限らせていただきます。

<会場の手配は>

この講座は、住民の皆さんが主催する催しに、 講師を派遣する制度です。会場の手配や催しの周 知、当日の進行などは、主催者側でお願いします。

<講師料は>

講師料は無料ですが、講座によっては、材料費 や資料代などが必要になる場合があります。

<利用できない場合は>

- ①公の秩序を乱し、または善良な風俗を阻害す るおそれのあるとき。
- ②政治、宗教または営利を目的とした催しなど を行うおそれのあるとき。
- ③ 播磨わくわく講座の目的に反しているとき。

<注意事項>

①この講座は、苦情などをお聞きする場ではあ りません。

切り取っ

て保存してくださ

Ü

- ②講座の時間は、当初予定した時間内に終わるよ うにお願いします。
- ③その場で説明できない内容がある場合も予想 されますので、ご了承ください。
- ④ 日程については、講座の内容、講師の都合など により、調整させていただく場合があります。

役場職員以外の講師が担当する講座もあります

次の講座は警察官(加古川警察署)による講座です。以下の条件がありますので、ご注意ください。

講座1-⑧「犯罪から命と財産を守るために」、講座1-⑨「守ろう!交通ルール」

▶団体 30人以上の団体・グループ ▶時間 平日の午前10時から午後4時までの間で2時間以内

播磨わくわく講座申込書(コピーしてご利用ください)

希望の講座	講座番号 –	講座名					参加予定人数		人	
希望の日時	第1希望令和	年_	月	日() _	時	分~	時	分	
	第2希望 令和	年_	月	日() _	時	分~	時	分	
	第3希望令和	年_	月	日() _	時	分~	時	分	
講座の会場	電話									
	〔団体・グループ名〕									
申請者	〔代表者・申請者〕	電話								
	住所 〒									
	内容について要望があればご記入ください									
備 考										

ご存知ですか 住宅改造助成制度

▶問合せ 福祉グループ☎079(435)2361

高齢の人や障がいのある人が住みなれた住宅で安心して自立した生活を送るために、既存の住宅を改造する場合、 その費用の一部を助成しています。申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

申請にあたっては、必ず工事契約締結前に申請が必要です。また、申請は、1住宅1回限りで、所得制限があり ます。

	一般西	<u>u</u>	特別型			
対象 播磨町に住所があり町税を滞納せず、次のいずれかに該当する世帯(所得制限があります)	65歳以上の人がい	る世帯	①介護保険の要介護・要支援の認定を受けている人がいる世帯 ②身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けた人がいる世帯(条件があります)			
助成要件 建築着工年月日が昭和56年5 月31日以前の住宅の場合、耐 震診断の実施が必要です	2箇所以上の手すりは浴室・洗面所、トイ者用に限る)およびぐ経路の段差解消後※一般型の申請はのため、お早めにご	し、居室(対象 ドそれらをつな を行うこと。 、12月末まで	対象者が自宅で日常生活を送るために必要な住宅の改造であり、住まいの改良相談員が必要と認める工事が対象です。 ※介護保険制度の「住宅改修費支給」等を優先し、超えた額をこの制度により助成します。原則、介護保険制度の住宅改修を初めて受ける場合にのみ併用できますので、ご注意ください。			
助成対象箇所	浴室・洗面所、トイレ、居室(対象者用に限る)、それらをつなぐ経路、玄関、台所					
助成額	助成対象工事費 7万5千円以上	助成額 4万円	100万円または助成対象工事費の合計額の 低い方に助成率を乗じた額			
	15万円未満	4万円	助成率	区分		
	15万円以上 30万円未満	7万5千円	3/3 9/10	生活保護世帯 町民税非課税世帯		
	30万円以上 60万円未満	15万円	9/10	所得税非課税世帯で町民税均等 割のみ課税世帯		
	60万円以上 90万円未満	25万円	2/3	所得税非課税世帯で町民税所得 割及び均等割課税世帯		
	90万円以上	30万円	1/2	生計中心者が前年分所得税課税		
	※工事費7万5千円 象外。 ※所得制限がありる		1/3	で所得税額が7万円以下の世帯 生計中心者の前年分所得税額が 7万円を超える世帯		

▼申請先 保給学証明書 ロ川年金事務所 保険年金グル-

を提出してく を提出してく を提出してく わかるもの②学生証または在は納付書など基礎年金番号の**▼必要書類** ①年金手帳また してくださ 学生納付特例申 **क**ं 定以下 -請書 \dot{O}

「学生納付特例制度」での保険料の納付する。 の納付が猶予される 、申請により在学中 れています。学生に り保険料の納付が義 から国民年金の被保 内に住むすべての人 あり

学生納付特例制度が ・問合せ 保険年金グループなが出っている。 0 0 7 7 9 9 あ 4) ま

在学校が変更になった場合 ははがきではなく、新たに申 ははがきが5月、6月に届く ※はがきが5月、6月に届く 場合もあります。 から10年以内であれば、承認 かられた期間の保険料を追納することができます 納承認認

た場合 届く

日本年金機構からのお知らせ



20歳になられた方向けに国民年 金制度を動画で案内しています。 ぜひご覧ください。

動画は上記QRコードまたは下記URLから https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html

広報はりま 3.5

す

15